

議案第91号

北上市交流センター条例の一部を改正する条例

北上市交流センター条例（平成17年北上市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
〔略〕				〔略〕			
鬼柳地区交流センター	〔略〕	〔略〕	〔略〕	鬼柳地区交流センター	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	<u>会議室</u>		<u>100</u>		<u>大会議室</u>		<u>200</u>
	<u>和室</u>		<u>200</u>		<u>会議室</u>		<u>100</u>
	〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕
〔略〕			〔略〕	〔略〕			
〔略〕				〔略〕			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

鬼柳地区交流センターの使用区分を変更しようとするものである。